

## 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第11回）

### 議 事 概 要

1. 日時 令和4年10月24日(月) 15時00分～17時00分
2. 会場 AP日本橋 Dルーム（オンライン併用）
3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科	教授
	加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科	准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校	畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所	所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ	代表獣医師
		日本獣医エキゾチック動物学会	理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター	研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部保健看護学科	教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター	院長
		日本獣医エキゾチック動物学会	会長
事務局	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	専門官

#### 4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）について検討が行われた。

##### （1）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、

資料1-1 第一種動物取扱業者における犬猫以外の哺乳類の取扱状況

資料1-2 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針

資料1-3 今後の検討スケジュールについて

について、以下の説明が行われた。

➤ 資料1-1、ウェブサイト上で公表されている25都道府県、10政令市及び4中核市の第一

種動物取扱業登録簿にリスト化されている頭数を集計し、取扱われている主な動物の種類（500 頭以上）を示したもので、総計で約45万頭であった。なお、登録簿から、同一事業者が複数業種を登録していることによる同一個体のダブルカウント、及び複数の動物種の合計数のみが記載され内訳が不明なものを除外しており、総計の頭数は実際に登録されている頭数とは一致していない。より多く飼養管理されている動物の種類を示している。

- 資料1-2、動物愛護部会による第3次答申において、「改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする。」とされた。また、第10回飼養管理検討会において、爬虫類の検討を進めつつ、敷衍（ふえん）しやすいその他の哺乳類について、犬猫の考え方・ロジックを応用できるタイプのものも並行して検討を進めるとの決定を受けて検討を進めるものである。検討対象動物、アニマルベースドメジャーの考え方などの基本的な視点、飼養施設の管理等の検討項目、犬猫以外の哺乳類 検討方針（たたき台）、今後の調査方法についての事務局案、本日の論点を示している。
- 資料1-3、令和4年度及び5年度における検討スケジュール（イメージ）を示したものである。動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会の（第11回～第16回）と並行して今年度より新たに設置した爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループ（第1回～第4回）のスケジュールやワーキングにおける検討結果を検討会に報告いただく流れを示している。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 犬猫以外の哺乳類及び爬虫類に関する検討方針は伺ったが、鳥類は話が別と考えてよいか。（委員）
- 現時点で鳥類の検討方針は定まっていない。先程説明した犬猫を検討した際の視点について補足する。不適切な飼養管理の実態をどうにかするべく検討が始まった。業界で取組み可能かや実情に立脚すると、流通において対応可能ななどの要素が入ってしまうため、動物の生理・生態を踏まえるとどのような環境が必要なのか、基準を具体化できる部分を検討し、犬猫の検討会にて具体化したという経緯であった。犬猫以外の哺乳類や爬虫類、鳥類についても同じ視点で、今の知見に基づき、可能な限り適正な飼養管理をするために、業者も守るべき基準がわかり、自治体も適切かどうかの判断をしやすいような基準にする必要があると考えている。（事務局）
- 爬虫類等の流れは分かったが、鳥類は昔から飼育されているのに、なぜ現段階で同時に検討されないのか。（委員）
- 動物愛護法の改正を受けて、まず一番課題とされた犬猫の基準を具体化する必要があったため、動物愛護部会から答申を頂いた。それ以外の動物種についての検討の順番は決まっていなかったが、昨年度の検討会において爬虫類の飼育者が増えたという社会背景があったため、検討に着手した。鳥類を後にしたわけではなく、事務局側の都合となる

が、検討すべき総量が多く同時並行が難しい。鳥類についても可能な限り早めに検討しなければならないとの認識である。（事務局）

- これまでにも意見があったが、多様なものに対して各論的にどこまで書き込むかをあらかじめ決めなければいけないと思う。出口を早い段階で決めた方が良い。検討対象動物として小型哺乳類7種類が挙げられているが、齧歯類にも多様なものが含まれる。カピバラとドブネズミでは全く違う。犬猫と同じように全種を対象にすると20年はかかってしまう。各論をどこまでにするのか早い段階で決めるべき。後に議論する爬虫類にも大きく関係する。中身の前にどこまで書き込むのか話したほうがよい。（委員）
- 種ごと、分類ごとでは際限がない。基準として省令に定め、落とし込む必要があるため、細かすぎないように意識してやる必要があると考えている。（事務局）
- 委員の指摘と似ているが、出口が気になる。これまでの犬猫の検討では対象業種がペットショップ、ブリーダーなど想像しやすかった。今回の対象業種は何をターゲットにしているのか。どのような業種業態があるか示していただくと分かりやすい。うさぎカフェと繁殖場の取り扱いでは異なる。犬猫では販売時間帯の制限や、休憩時間などの確保もあった。今回の対象業種ではどのくらいの業態があるのか知りたい。水族館動物園はJAZAの規定があるため省くとの説明があったが、加盟している場合は飼育基準に従っていると考えられるため除外することはよいが、加盟していない移動動物園などは飼育基準の対象から外してよいのか。（委員）
- JAZAに所属していない水族館動物園もあるが、対象動物を絞る中で、主に動物園にしかないような種については検討が広範なものになるため除外した。犬猫以外の哺乳類の基準について、水族館動物園を含む動物取扱業にも適用されることになるが、街中の販売業や展示業を主眼にした基準であれば、水族館動物園は満たすことができるのではないかと考えている。（事務局）
- 委員の意見と似ているが、モルモット、ヤギ、ウサギ、ヒツジは動物園でもふれあい動物として飼っているが、観光牧場でも同様、酪農教育ファームでもふれあいをしていたりする。同じような動物を使って同じような業務をしている業態はある。その中で動物園のみを外すといった対応は一貫性がない。すべてを対象としていくべきではないか。（委員）
- 説明がわかりにくかったと思うが、動物園という施設を基準の適用外とするわけではない。これらの多く飼われている小型哺乳類、大型哺乳類には、ふれあい動物園にて飼育されているものもある。この場合は動物取扱業として基準が適用されることになる。キリン、ゾウ、ライオンなどいわゆる動物園でしか飼われていない動物は検討の対象に入れないとの考え方である。（事務局）
- ヤギなどが動物園で飼われていると仮定して、JAZAに加盟していても基準を順守いただくと考えているのか。（委員）
- そのとおり。飼育環境がより広い動物園であれば、これから規定される環境は満たされて

いると考えている。(事務局)

- 業種を明らかにしていただきたい。資料中に挙げられた種を扱う業種は、販売や展示かと思うが、販売のように専門の方しか触らない場合と、展示のように一般の方が触れる場合では、定めるべき基準は異なるのではないか。各業者がどのくらいいるのか、どちらに重きを置くのかについて調べていただきたい。調査方法の提案について、ウサギについて以前お手伝いしたが、ペットの飼育、動物取扱業での飼育の文献はほとんどない。品種についても海外の文献では食用や実験用が多い。ペット用に多く飼われる種や品種とそれ以外でも異なるため、文献は参考程度でしかない。家畜は、食用する種に関する蓄積はあるが、食用、実験用の文献を活用することが多くなると、食用、実験用でも同じ基準が適用されるのかという課題が浮かんでしまう。実態とかけ離れ、一般の方はどう感じるか疑問である。目的によって切り分けづらい。(委員)
- 産業動物、実験動物の知見は多くの蓄積があるが、そのまま販売や展示の動物に適用するつもりはない。取り扱い業の方がどのように取り扱うのか、出来ているのかを見ながら考える必要があり、実現可能な基準でなければならないと考えている。これまで蓄積されている知見を参照し、オリジナルでつくるのが基本的なスタンスと考える。(事務局)
- 対象動物がたくさんいるため、それぞれの種について考えないといけない部分は必ずある。犬猫での基準を見る限り、検討項目(1)～(5)に関しては種によらないためすぐ決められると思う。犬猫と違うところは社会性がある動物かで集団飼育か単独飼育かを考える必要がある。飼育サイズ、餌、夜行性などはそれぞれ決めた方がいい。床材、保管、輸送は大まかに基準化できる。サルは、ニホンザルではなくマーモセットの類が大半だと思うので小型哺乳類に入る。ミーアキャットやカワウソよりもフェレットやフクロモモンガに近いとまとめて、種ごとに関連しているものや社会性の有無で考えていけば、動物福祉的にすんなりグループ分けできるのではないか。大半は犬猫の基準を応用できると考えられる。鳥については種が多く、簡単にまとまらない。爬虫類は温度管理やスペース、ヘビは体の柔らかさ、鳥類は社会性の有無を考えなければならない。鳥類や爬虫類は種ごとで分ける必要がある。(委員)
- まとめ方がかなり難しいと考えていた。頂いたご示唆は、基準をまとめる上で明快な整理のポイントであり参考にさせていただく。(事務局)
- 事務局より登録数が多いものを対象にした方が合理的との提案があり、小型哺乳類、大型哺乳類の定義はあるが、数が多いものを対象とする考え方でよいかについてご意見を頂きたい。検討対象動物の過不足について委員の意見を確認したい。(委員)
- 頭数であれば小型齧歯類が多くなる。参考資料として業者の件数や一般家庭の飼育頭数が資料中に並んだ方がよい。種類としては概ね賛成である。(委員)
- 取扱っている種類を業者に確認するのもよいが、調べる必要もなく、小型哺乳類とサル、爬虫類、加えるとしたらフェネックくらいがほとんどで、ここに示される動物で当院に来院する動物の8割以上、9割近くになると思う。(委員)
- 委員と同意見である。齧歯類をどうするのかは決める必要がある。大型コウモリなども

数は多くないがいる。流行りがあり、今後どのような動物が増えるか分からない。いずれ見直すと思うのでよいと思う。まずは、ここにあるものでよい。基準化が比較的しやすい種かと思う。(委員)

- 数も合理的基準であるが、飼育基準を定めることは規制を加えることかと思う。規制を加える理由がある部分を基準にすることも考えられる。犬猫は虐待などもあった。他の動物を取り扱う際、なぜ基準化し規制を作る必要があるのかを考えた方がよい。(委員)
- 取扱業者の種類も考えながら対応していきたい。(委員)
- ペットショップでフェレットが減りチンチラをよく見るようになった。齧歯類に何を想定するかを決める必要がある。一般には齧歯類と聞くとネズミ類をイメージしてしまう。一般的にはデグーやチンチラはネズミと異なると受け取る。齧歯類とは何かを示さなければ分からない。(委員)
- 齧歯類では分からない。早急に齧歯類の何かを決めた方がよい。(委員)
- 資料の中に齧歯類の具体的な種について記載されているものがあるが、対象の業種を考えると、ふれあい動物園的などところと家庭のペットでは異なる。カピバラは家庭のペットとしてではなく家畜的に扱われることが多いため難しい。それも含めて種類別に整理いただきたい。家畜やふれあい動物園などを踏まえて、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシ、アルパカ以外に他に取り扱いべき種はあるか。(委員)
- 哺乳類はそのあたりだけだと思う。ふれあい動物園では、他には鶏、ヒヨコが多く飼われている。ふれあい動物園では、過剰な給餌による下痢、搾乳による乳房炎、乳頭の損傷、多搾乳など問題もある。種は提示の種でもよいかと思う。(委員)
- アルパカが増えてきたがどうか。(委員)
- アルパカもふれあい牧場にいる。(委員)
- 対象業種については、環境省で整理頂きたい。(委員)
- 販売業か展示業かなどの整理をして次回検討会で示したい。(事務局)
- 委員より基準のイメージが付くとのことのご意見があったが、いわゆるエキゾチック類はできると思う。大型哺乳類の家畜も畜産で決められているものもあり、参考にできるとのイメージが出来る。「(3) 4. 検討項目 (8) そのほかの事項について」ご意見頂きたい。(委員)
- 小型哺乳類については委員のご指摘どおり、グループ分けによりある程度特性が決まる。止まり木等、例に示されるものもグループ分けで決められるし、何が必要かの助言はできるが、根拠文献が示せるかは分からない。(委員)
- 社会性がある動物でフクロモモンガなどは、海外ではペアなど複数頭での飼育が推奨されているが、飼い主がグループの一員としてきちんとケアしていればペアでなくとも飼育出来ている事例もある。高さが必要な場合でも、ケージそのものの高さだけではなくケージを置く場所の高さが関係することがある。ケージの高さがあっても下の方に置くとストレスになることや、高さがなくても活動性がない場合は上の方に置けば問題ないこともある。この資料の中ではコツメカワウソが一番問題になる。常に水場にアクセス

でき、泳げるぐらいの広さが必要。カワウソカフェで定期的な水場へのアクセスのある環境で継代繁殖しているところもある。何を基準とすべきかは難しい。基準を下げれば難しいことではないが、理想的にするとバラバラになる。虐待のような最低ラインであれば比較的簡単だが、本当の動物の幸せとなると厳しい。（委員）

- 犬猫の考え方は、飼い主の手に渡り、同じ条件が規定されるべきというのは念頭に置くべきである。しかし、現実の問題があるため基準を決めることになる。イメージは対象として取扱業者を優先することになる。（委員）
- 飼い主の飼い方は検討範囲に含まれない。スペースや経済的な問題で基準を満たしきれない場合でも、そこまで縛ることは難しい。飼い主にも、より適切な飼育環境について周知はするが、取扱業をしている方に対し特化して検討したい。委員より必要性をしっかりと検討すべきとのご意見があった。現状で問題となっていないところを強いて具体化するのか、エビデンスがないものを基準化するのは納得が得られないと考えており、知見があるものを拾う作業をしたい。調べた結果、文献が少なく知見が定まっていない点は、決めの部分が出てくると思うが、先生方のご意見を伺いまとめていきたい。（事務局）
- 野生種と家畜種が同じなのか気になる。エキゾチックのペットが存在することは前提としても、動物園で展示する場合、本来の行動ができる環境が適用されるはず。そのような条件が満たせないのはダメではないのか。ゴールをどこにするのか。目指すべきところについてのご意見を伺いたい。（委員）
- ここに示される小型哺乳類はサルを含めて、ペットでブリーディングされているものがほとんどである。カワウソなど野生採取個体もいるが、国内繁殖個体がほとんどである。ミーアキャットとカワウソはペット化されていない動物なので、どのように基準化するのか。ミーアキャットは集団で生活するため最低限ペアとするのか。カワウソは水に定期的アクセスする必要があるが、そのような環境でなくとも健康な個体もいる。その辺の情報が足りない。（委員）
- 野生種と家畜種の違いが気になる。業種業態によって異なるが、整合性が持てるようにすべき。基準を飼い主に求めるようになった時にあまりに違いがあるとおかしい。ネズミ類は実験動物も含まれるため、実験動物でも飼育基準があり、シェルターを設けるやや足場などの基準なども存在する。実験動物とも整合性があるような基準である必要もある。（委員）
- 畜産動物は身体的健康だけで大丈夫とはされていない。異常行動の要因についても分かってきた。畜産動物のエンリッチメントについても研究されている。展示、ふれあいの中で、エンリッチメントは当然やるべきだと思う。野生動物が身体的健康だけで良いとなると畜産動物より遅れていることになる。それ以上のものにすることが動物愛護の精神である。畜産動物ではエンリッチメントが言われており、そのようなものを書きこむべき。（委員）
- 野生種と家畜種で意識しながらまとめることでよいか。将来の飼い主と対象業種があま

りにかけ離れているのはおかしい。その辺を意識しながらその他の事項についてもまとめて頂きたい。（委員）

- ご指摘いただいた点を踏まえながら、検討を進めていきたい。（事務局）
- 「6.（1）文献調査の具体的方法について」について、どのようにイメージして検索すればよいのかなど、ご助言いただきたい。（委員）
- ミーアキャットやカワウソはないが、小型哺乳類については一般でも飼育され動物病院にも連れてこられる。どのような飼育方法で問題が起こってきているかわかってきているものも多いので日本獣医エキゾチック動物学会の方で基準の中身を確認いただくのもよいのではないか。（委員）
- 経験的には答えられるが、現時点でまとめられているものはない。学会としてまとめようと思ったらすぐまとめられると思う。最低限、業者レベルであればこうすべきといったものはできる。カワウソについては、海外文献や水族館での飼育情報がネット上に出ている。その中にコツメカワウソも入っていた。（委員）
- 学会のご協力を頂きながら、たたき台を作りながら、ご意見を頂戴したい。（事務局）
- 本日の目的からは明確に外れるが、本日の議論はこれまでの犬猫の検討と比較するとかなり多様である。飼われるようになってからの歴史が長いものも短いものもある。カワウソのように野生種も含まれている。その中で適正な飼養管理の方法から外れるが、絶滅危惧種の保全や野外に放たれることで外来生物になる恐れなど、基準に書き込まずともその辺も意識しながら検討し、取扱う事業者へのメッセージとして伝わると良いと思う。（委員）
- 日本の生物多様性の観点であり、可能であれば書き込めると良い。（委員）
- ご示唆を踏まえて検討進めたい。（事務局）

## （2） その他

事務局から、座長よりご了承いただいた爬虫類ワーキングの委員は岡山理科大学宇根有美様、ヤマザキ動物看護大学兼日本獣医エキゾチック動物学会霍野晋吉様、自然環境研究センター戸田光彦様、オールペットクリニック平林雅和様、鳥羽水族館三谷伸也様、世界自然保護基金ジャパン若尾慶子様、と報告があった。

委員より特段ご意見はなし。

これまで2年半にわたり「犬猫の飼養管理基準」について議論を重ねてきた本検討会だが、本日より犬猫以外の哺乳類に関する具体的検討の新たなステージに入っている。ペットの多様化が進む中、検討を進めていく必要がある。（座長）

以上